

平27福情答申第5号

平成27年6月22日

福岡市住宅供給公社 様  
(福岡市住宅供給公社保全課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年5月13日付け福市住公第72号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「平成26年3月3日付け福市住公第769号において、公文書を公開しない理由欄に記載されている内容の根拠となる現地視察(月日)等の資料(記録)」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「平成26年3月3日付け福市住公第769号において、公文書を公開しない理由欄に記載されている内容の根拠となる現地視察（月日）等の資料（記録）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由として行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

**第2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成26年4月2日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成26年3月25日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年4月2日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年4月17日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成27年4月20日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- (1) 平成26年3月3日付け福市住公第769号の公文書非公開決定通知書の「公文

書を公開しない理由欄」に記載されている内容「…「土羽の高さ…1メートル以内…」は現況から判断したものと思われる。」は理由として不当である。

また、上記回答の根拠となる現地視察（月日）等の資料（記録）に係る公文書公開請求に対し、実施機関が平成26年4月2日付け福市住公第826号の公文書非公開決定通知書の「公文書を公開しない理由欄」で「当該文書は現存しない」と回答していることも不当である。

- (2) 実施機関が「土羽の高さ1メートル以内で販売した」と回答し続けてきたからには、何等かの資料が存在するはずである。
- (3) 平成20年3月30日付け福市住公第1217号のQ6の回答部分にある「現況から判断しますと」の「現況」とは、平成19年9月25日の現地視察時点の状況を指していると認識しており、その現地視察に関する文書があるはずである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年3月24日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書及び本件決定について

本件対象文書は、昭和56年に実施機関が分譲し、異議申立人が購入された住宅用土地に関するもので、この土地の造成に関する異議申立人と実施機関の見解の相違から平成21年7月に訴訟となったが、異議申立人の請求は棄却され、平成23年5月福岡高裁においても異議申立人の控訴棄却となって、同年6月に同判決が確定している。

平成26年2月24日付けで異議申立人から当該土地に関する公文書公開請求がなされ、平成26年3月3日付け福市住公第769号の公文書非公開決定通知書の公開しない理由の欄で、「土羽の高さ…1メートル以内…」は現況から判断したものと思われる。」との通知をしていたが、異議申立人から、当該公開しない理由の根拠となる「現地視察（月日）等の資料（記録）」に関する公文書公開請求がなされたため、本件非公開決定を行った。

平成26年3月3日付け福市住公第769号において「土羽の高さ…1メートル以内…」は現況から判断したと思われる」と記載した部分は、異議申立人から実施機関へ出された平成20年2月28日付け回答依頼文（質問書）に対する回答として実施機関が作成した平成20年3月31日付け福市住公第1217号、Q6の回答文にある「現況から判断しますと、土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われる。」との部分を引用したものであるが、当該回答の根拠となる資料等については現存しない。なお、当時その資料等を作成していたかどうか不明である。

#### 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

異議申立人の主張から判断するに、異議申立人が求める本件対象文書は、実施機関が平成27年3月3日付け福市住公第769号の公文書非公開決定通知書の公文書を公開しない理由欄で「土羽の高さ…1メートル以内…」は現況から判断したと思われる」と記載した根拠となる現地視察（月日）等の資料（記録）であり、すなわち、異議申立人から実施機関へ出された平成20年2月28日付け回答依頼文（質問書）に対する回答として実施機関が作成した平成20年3月31日付け福市住公第1217号、Q6の回答文にある「現況から判断しますと、土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われる。」との部分の根拠となる現地視察等の資料（記録）等と解される。

##### 2 対象文書の存否について

(1) 当審査会において、実施機関に確認したところ、本件公開請求時点において、実施機関が平成19年9月25日に行ったとされる現地視察に関する資料（記録）等は保有しておらず、また、当該日以外の現地視察に関する資料（記録）等も保有していないことから本件決定を行ったとのことであった。なお、平成19年度当時に、現地視察等に関する資料（記録）等が作成されていたかどうかは不明であるとのことであった。

(2) 当審査会としては、実施機関の本件公開請求時点において現地視察等の資料（記録）等を保有していないとの説明には特段の不合理な点は認められないこ

と、また、当該資料等を保有していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月13日	実施機関からの諮問
平成26年6月12日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年7月4日	異議申立人が反論意見書を提出
平成27年2月24日（第2部会）	審議
平成27年3月24日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成27年4月20日	異議申立人より意見聴取，審議
平成27年5月19日	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，井上禎男，勢一智子，錦谷まり子